

主義の範疇から一歩も出て居ない。功利的な立場にのみ立つて權利を主張し、階級对立の階級斗争を事としくし、相争の不信とのみ責める事に熱中して、階級然るニル等の動向は不道義な、非産業、非祖國的な、日本の國情、國民性に相容れない運動に随して仕舞つて居たのである。即ち、勞資の立場は外道も歩んで来たのである。此の不道義運動が發展したとて、眞に勞働者の力になり得る事が出ないのは當然と言はなければならぬ。日本大會の使命は實に日本の勞働運動の道義的確立と、愛國精神の高揚、即ち日本主義の運動の採用にあると信ずる。

今や何等の躊躇することはい許さず、過去の誤りは断乎精算し、産業人としての自覚に徹し、其の便余の遂行に邁進しなけれはならぬ。

全日本の勞働者諸君、

茲に吾が東京聯合大會は産業人として

一は祖國日本の非常時に答へ

一は日本の勞働者として眞に勞働者の味方たりんとするものである。

即ち祖國日本の繁榮はなくして、何ぞ、日本の勞働者の幸福ありん、との心構へである。

今こそ日本勞働組合總聯合の全員を通じて、愛國精神を堅持し、進んで、愛國的勞働團體の全国的結成に努力せんとするものである。

斯く吾々は訴え、斯く決意する處を平直に述べ、本大會の宣言とするものである。

昭和九年十一月十一日

日本勞働組合總聯合

日本勞働組合總聯合會

東京聯合會規約草案

昭和九年度大會

第一章 總則

第一条 本聯合會ハ日本勞働組合總聯合東京聯合會ト称シ事務所ヲ東京市内ニ置ク

第二条 本聯合會ハ日本勞働組合總聯合ノ指導精神ニ則リ、宣言、綱領、其他決定ノ貫徹ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条 本聯合會ハ東京地方ニ所在スル百名以上ノ組合ヲ以テ組織ス、但シ、執行委員會ノ決定ニ依リ制限以下ノ數並ニ地方ト雖モ加盟スル事ヲ得

第二章 概観

第四条 大會ハ本聯合會ノ最高決議機關ニシテ執行委員之ヲ召集ス、但シ、二年毎ニ開催スルヲ原則トシ必要ニ応ジ執行委員會及幹事會ノ決議ニ依リテ臨時大會ヲ開催スル事ヲ得

第五条 大會ハ代表員及本部役員ヲ以テ構成シ議長ハ會長之ヲ任ズ、大會代表員選出方法及比率ハ執行委員會ニ於テ決定ス

第六条 大會ハ會長、副會長、主事、會計監査、幹事ヲ選出ス選出方法ハ其者選決定ス

第七条 幹事會ハ大會ヨリ次期大會迄ノ決議機關ニシテ會長之ヲ召集ス